

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定代理納付者を以下のとおり指定しました。

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 株式会社 トラストバンク

所在地 東京都渋谷区南平台町 3 番 7 号 2 F

(2) 名 称 KDDI 株式会社

所在地 東京都千代田区飯田橋 3 丁目 10 番 10 号 ガーデンエアタワー

(3) 名 称 株式会社 NTT ドコモ

所在地 東京都千代田区永田町 2 丁目 11 番 1 号 山王パークタワー

2 指定代理納付者に代理納入させる歳入

インターネットからの申し込みにより納付される清水町いきいきふるさとづくり寄附金

3 指定代理納付者に歳入を代理納入させる期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで